

内閣府 NPO 法人ポータルサイト Q&A

Q3-1：他の法人の情報ページを閲覧するには？

A3-1：検索機能を利用して、正式名「内閣府 NPO 法人ポータルサイト」で検索してください。内閣府のHPが開きますので、そのページにある「NPO 法人ポータルサイト」をクリックすると、全国の NPO 法人情報が閲覧できるページに入ることが可能です。

Q3-2：閲覧ではどんな情報を見ることができるのですか？

A3-2：「法人名」「事務所所在地」「代表者氏名」「設立認証年月日」「定款に記載された目的」「活動分野」及び閲覧書類等として定款、事業報告書（決算書含む）があります。

これらの情報は、行政入力情報として所轄庁（佐賀県の NPO 法人の情報については佐賀県が入力しています）が更新しています。ただし、所轄庁によっては、内閣府 NPO 法人ポータルサイトではなく、独自の所轄庁 HP サイトで法人情報を公表している場合もありますので、他の所轄庁の法人情報を検索する際にはご注意ください。

Q3-3：法人入力情報とは何ですか？

A3-3：法人自身が内閣府 NPO 法人ポータルサイトの中で入力できる情報のことです。

以下の情報が入力可能です。

①組織情報として「TEL 番号」「FAX 番号」「メールアドレス」「ホームページ URL」「事業活動の内容」「常勤職員数」②「財務情報（各年度活動計算書、貸借対照表、会計基準）」③「公告（の登録・更新）」

Q3-4：法人の利用できるサイトの登録料、利用料は？

A3-4：内閣府 NPO 法人ポータルサイトでは登録料、利用料は無料です。

Q3-5：貸借対照表の公告は、どこを利用してできるのですか？

A3-5：「Q3-3」の法人が入力する情報欄の③に「公告の登録・更新」ページがありそれを利用して行います。この内閣府 NPO 法人ポータルサイトで法人自身が「貸借対照表」を公表することで NPO 法に定める「電子公告」を行ったこととなります。

なお、貸借対照表は PDF ファイル化した上で掲載する必要があります。

Q3-6：法人情報の入力はどうすればできるのですか？

Q3-6：まず「ユーザー登録」をしましょう。（無料）

(1) ユーザー登録

「新規ユーザー登録」をしてください。

- ①法人ログインボタンをクリックしてログイン画面から「新規ユーザー登録」ページに入ります

(利用規約を確認・同意の上、手順に従って登録します。)

- ②内閣府から「ログイン認証の連絡」や「登録完了までの手順書」が情報登録した法人事務所宛に郵送されてきます。
- ③手順書に従って、登録手続きを完了してください。

(2) 登録完了後、法人活動内容の情報を入力します。

- ①ログイン画面からマイページへ「ログイン」します。
- ②法人入力情報サイトで、情報を登録あるいは更新し、「公開申請」します。
貸借対照表の公告は「公告の登録・更新」から行います。
- ③内閣府が「公開承認」すると、入力した情報が「内閣府ポータルサイト」に公開されます。

Q3-7：内閣府 NPO 法人ポータルサイトを貸借対照表の公告で利用する場合のメリット、デメリットは？

A3-7：メリットは、

- ①登録料、利用料が無料であること
- ②サイトサービス終了のリスクがないこと
- ③公告が中断した場合の対処をする必要がないこと
- ④公告以外に、法人情報やイベント、事業内容の紹介を掲載できること

デメリットは、

- ①ログインは一般的なホームページでは「ID」「パスワード」の2点方式であるが、これに「マトリクス」が加わる3点方式で複雑になっている（反面、メリットとしてセキュリティが高度化）。
- ②公告する貸借対照表のファイル形式は、PDF ファイル以外は不可である。
- ③5年経過分は自動非公開とはならないので、公告掲載が終了となる貸借対照表は、法人自身でそのファイルを削除する必要がある。

※わからない点がありましたら、下記の内閣府 NPO 専用フォームでお問合せください。

<https://form.cao.go.jp/npo/opinion-0017.html>